

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年5月9日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 井澤 吉幸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 加藤 淳一郎

【電話番号】 03-6703-4935

【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券に係るファンドの名称】 iシェアーズ JPX/S&P 設備・人材投資 ETF

【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券の金額】 当初申込期間：1,000億円を上限とします。  
継続申込期間：10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 名 称 株式会社東京証券取引所  
(所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年5月23日付をもって提出した有価証券届出書（平成28年6月9日付けおよび平成28年11月9日付けの有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原有有価証券届出書」といいます。）において、有価証券報告書を提出いたしましたので、記載事項を更新するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原有有価証券届出書が更新されます。

また、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」ならびに「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」については更新・訂正後の内容を記載しています。

## 第一部【証券情報】

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

<訂正前>

追加型証券投資信託の受益権です。

なお、当初元本は1口当たり、1,246円です。

（以下省略）

<訂正後>

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は1口当たり、1,246円とします。

（以下省略）

## (6)【申込単位】

## &lt;訂正前&gt;

1 クリエーション・ユニット<sup>\*</sup>以上1 クリエーション・ユニット単位

<sup>\*</sup> クリエーション・ユニットとは、受益権の取得・交換を行うために委託会社が定める受益権の口数で表示される単位をいいます。

1 クリエーション・ユニットの設定・交換を行うために必要な対象指数を構成する株式（以下「対象指数構成銘柄」といいます。）および金銭の内容は、ポートフォリオ・コンポジション・ファイル（以下「PCF」といいます。）として委託会社が決定し、指定参加者に提示します。

1 クリエーション・ユニットに対応する受益権の口数は、委託会社が毎営業日ごとに決定します。

## &lt;訂正後&gt;

1 クリエーション・ユニット<sup>\*</sup>以上1 クリエーション・ユニット単位

<sup>\*</sup> クリエーション・ユニットとは、受益権の取得・交換を行うために委託会社が定める受益権の口数で表示される単位をいいます。

1 クリエーション・ユニットの設定・交換を行うために必要なJPX/S&P 設備・人材投資指数（以下「対象指数」といいます。）を構成する株式（以下「対象指数構成銘柄」といいます。）および金銭の内容は、ポートフォリオ・コンポジション・ファイル（以下「PCF」といいます。）として委託会社が決定し、指定参加者に提示します。

1 クリエーション・ユニットに対応する受益権の口数は、委託会社が毎営業日ごとに決定します。

## (9)【払込期日】

## &lt;訂正前&gt;

（省略）

継続申込期間：

受益権の取得申込者は、取得申込みに係る対象指数構成銘柄および金銭<sup>\*1</sup>を、指定参加者の指定する日までに引渡すものとします。当該取得時の各銘柄の株式は、保護預けするものとします。

<sup>\*1</sup> 受益権の取得申込者が、対象指数構成銘柄に含まれる株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。以下同じ。また当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合には、原則として、取得申込者は、対象指数構成銘柄における当該株式の時価総額に相当する金額および、当該銘柄を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額<sup>\*2</sup>を当該銘柄に代えて金銭にて、指定参加者に支払うものとします。また、委託会社は、取得申込みに係る対象指数構成銘柄に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる株式（以下「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、取得申込みに係る対象指数構成銘柄のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みに応じることができます。この場合の個別銘柄時価総額は、取得申込日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。）に取得申込みに係る対象指数構成銘柄に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託会社は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額<sup>\*2</sup>を徴することができるものとします。

<sup>\*2</sup> 上記の別に定める金額は、本書類作成時現在、当該銘柄の時価総額に0.2%を上限とした率を乗じて得た額とします。ただし、当該料率は今後変更になる可能性があります。

<訂正後>

継続申込期間：

受益権の取得申込者は、取得申込みに係る対象指数構成銘柄および金銭<sup>\*</sup>を、指定参加者の指定する日までに引渡すものとします。当該取得時の各銘柄の株式は、保護預けするものとします。

<sup>\*</sup> 受益権の取得申込者が、対象指数構成銘柄に含まれる株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。以下同じ。また当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合には、原則として、取得申込者は、対象指数構成銘柄における当該銘柄の時価総額に相当する金額および、当該銘柄を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額（本書類作成時現在、当該時価総額の0.2%を上限とした額。以下、本項において同じ。）を当該銘柄に代えて金銭にて、指定参加者に支払うものとします。

また、委託会社は、取得申込みに係る対象指数構成銘柄に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる株式（以下「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、取得申込みに係る対象指数構成銘柄のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みに応じることができます。この場合の個別銘柄時価総額は、取得申込日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。）に取得申込みに係る対象指数構成銘柄に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託会社は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額を徴することができるものとします。

#### (10)【払込取扱場所】

<訂正前>

申込みに係る対象指数構成銘柄および金銭を申込みの指定参加者にお引渡しく下さい。なお、指定参加者によっては一部の支店・営業所等で取扱いを行わない場合があります。詳しくは、「(8) 申込取扱場所」の照会先までお問合わせください。

<訂正後>

取得申込みに係る対象指数構成銘柄および金銭を申込みの指定参加者にお引渡しく下さい。なお、指定参加者によっては一部の支店・営業所等で取扱いを行わない場合があります。詳しくは、「(8) 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの特色

<訂正前>

(前略)

a. 受益権を東京証券取引所に上場します。

ファンドの受益権は、いつでも東京証券取引所で売買することができます。

売買単位は、1口単位です。売買時の手数料は、売買の委託を受けた第一種金融商品取引業者が独自に定める率を乗じて得た額とします。取引方法は原則として株式と同様です。

詳しくは東京証券取引所の会員である第一種金融商品取引業者へお問い合わせください。

b.、c. (省略)

<訂正後>

(前略)

a. 受益権を東京証券取引所に上場します。

ファンドの受益権は、いつでも東京証券取引所で売買することができます。

売買単位は、1口単位です。手数料は売買の委託を受けた第一種金融商品取引業者が独自に定める率を乗じて得た額とします。取引方法は原則として株式と同様です。

詳しくは東京証券取引所の会員である第一種金融商品取引業者へお問い合わせください。

b.、c. (省略)

##### (3)【ファンドの仕組み】

###### 委託会社の概況

<訂正前>

平成28年8月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

(以下省略)

<訂正後>

2017年2月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

(以下省略)

## 2【投資方針】

### (2)【投資対象】

<訂正前>

投資の対象となる資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

(a)（省略）

(b)（省略）

(c) 金銭債権（預金、コール・ローンを含み(a)に掲げるものに該当するものを除きます。）

<訂正後>

投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

a.（省略）

b.（省略）

c. 金銭債権（預金、コール・ローンを含み a. に掲げるものに該当するものを除きます。）

金融商品の指図範囲

<訂正前>

委託会社は、信託金を、 に掲げる株式のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(a) 預金

(b) コール・ローン

<訂正後>

委託会社は、信託金を、 に掲げる株式のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

a. 預金

b. コール・ローン

### (3)【運用体制】

ブラックロック・グループ

<更新後>

ブラックロック・グループは、運用資産残高約5.15兆ドル<sup>\*</sup>（約600兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

\* 2016年12月末現在。(円換算レートは1ドル=116.635円を使用)

## (5)【投資制限】

## &lt;訂正前&gt;

投資する株式等への投資比率の制限

（省略）

投資する株式等の範囲

（省略）

## &lt;訂正後&gt;

株式以外の資産への投資比率

（省略）

投資する株式の範囲

（省略）

先物取引等の指図および範囲

## &lt;訂正前&gt;

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。\_

b．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## &lt;訂正後&gt;

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

b．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## デリバティブ取引等に係る投資制限

## &lt; 訂正前 &gt;

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

## &lt; 訂正後 &gt;

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

## 信用リスク集中回避のための投資制限

## &lt; 訂正前 &gt;

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

## &lt; 訂正後 &gt;

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うものとします。



### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

##### <訂正前>

###### ファンドの運営上のリスク

###### a．取得申込みの受付および交換請求の受付の停止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付および交換請求の受付を停止する場合があります。この場合、すでに受付けた取得申込みまたは交換請求の取消を行う場合があります。

###### b．～d．（省略）

##### <訂正後>

###### ファンド運営上のリスク

###### a．取得申込の受付および交換請求の受付の停止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付および交換請求の受付を停止する場合があります。この場合、すでに受付けた受益権の取得申込または交換請求の取消を行う場合があります。

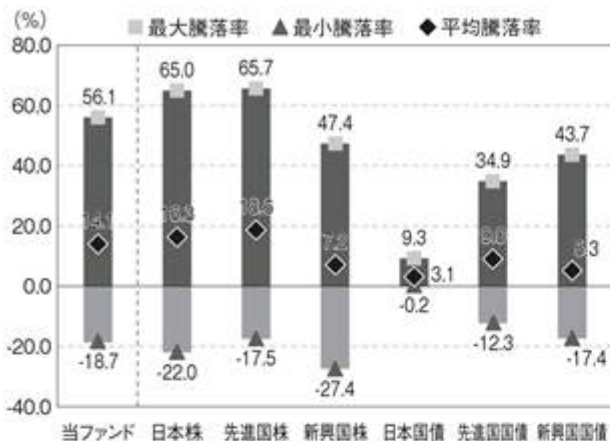
###### b．～d．（省略）

(参考情報)

&lt;更新後&gt;

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2012年3月~2017年2月)



※上記グラフは、2012年3月~2017年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当ファンドの設定日が2016年6月9日のため、当ファンドについては、ベンチマークの数値を用いて計算しておりますので、当ファンドの実績とは異なります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

- 日本株…………… 東証株価指数(配当込み)
- 先進国株………… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株………… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債………… NOMURA-BPI国債
- 先進国国債… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国国債… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

## 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2012年3月~2017年2月)



※上記グラフは、2012年3月~2017年2月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。なお、設定前の期間については、ベンチマークの年間騰落率を表示しておりますので、当ファンドの実績ではありません。また、分配金再投資基準価額は2016年6月末から2017年2月末までの期間について表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## &lt;各指数について&gt;

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(現東京証券取引所)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の高標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、シティグループ・インデックスLLCが公表する、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを指数化したものです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他の一切の権利は、シティグループ・インデックスLLCに帰属します。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (3)【信託報酬等】

<訂正前>

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.2052%（税抜0.19%）以内で委託会社が定める率を乗じて得た金額とします。信託報酬率の配分は次のとおりとします。

（以下省略）

<訂正後>

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.2052%（税抜0.19%）以内で委託会社が定める率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社および受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

（以下省略）

##### (4)【その他の手数料等】

<訂正前>

～（省略）

取得申込みの際に、指定参加者もしくは投資者が発行した株式またはその親会社（会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式が対象指数構成銘柄に含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者は、委託会社が別に定める金額<sup>\*</sup>を、当該株式を当該指定参加者もしくは投資者に代わり取得する際の経費として支払うものとします。

取得申込みの対象指数構成銘柄に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行なわれることとなる株式（以下「配当落ち銘柄等」といいます。以下同じ。）が含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者は、委託会社が別に定める金額<sup>\*</sup>を、当該株式を当該指定参加者もしくは投資者に代わり取得する際の経費として支払うものとします。

交換の際に交換請求を行った指定参加者もしくは交換請求者が対象指数構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）である場合に、指定参加者または交換請求者が受取る受益権の時価評価額は、委託会社が別に定める金額<sup>\*</sup>を、当該株式を当該指定参加者もしくは交換請求者に代わり売却する際の経費として控除したものとなります。

（省略）

\* 上記の別に定める金額は、本書類作成時現在、当該銘柄の時価総額に0.2%を上限とした率を乗じて得た額とします。ただし、当該料率は今後変更になる可能性があります。

（以下省略）

<訂正後>

～（省略）

取得申込みの際に、指定参加者もしくは投資者が発行した株式またはその親会社（会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式が対象指数構成銘柄に含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者は、委託会社が別に定める金額（本書類作成時現在、当該時価総額の0.2%を上限とした額。以下、およびにおいて同じ。）を、当該株式を当該指定参加者もしくは投資者に代わり取得する際の経費として支払うものとします。

取得申込みの対象指数構成銘柄に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行なわれることとなる株式（以下「配当落ち銘柄等」といいます。以下同じ。）が含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者は、委託会社が別に定める金額を、当該株式を当該指定参加者もしくは投資者に代わり取得する際の経費として支払うものとします。

交換の際に交換請求を行った指定参加者もしくは交換請求者が対象指数構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）である場合に、指定参加者または交換請求者が受取る受益権の時価評価額は、委託会社が別に定める金額を、当該株式を当該指定参加者もしくは交換請求者に代わり売却する際の経費として控除したものとなります。

（省略）

（以下省略）

## (5)【課税上の取扱い】

## 個人の投資者に対する課税

## &lt;訂正前&gt;

a .、 b .（省略）

c . 受益権と現物株式との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、照会先までお問い合わせください。

d .（省略）

## &lt;訂正後&gt;

a .、 b .（省略）

c . 受益権と現物株式との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、委託会社までお問い合わせください。

d .（省略）

## 法人の投資者に対する課税

## &lt;訂正前&gt;

a .（省略）

b . 収益分配金の受取り時

収益分配金は益金不算入の対象となり、その限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。

c . 受益権と現物株式との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、照会先までお問い合わせください。

上記は2016年8月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## &lt;訂正後&gt;

a .（省略）

b . 収益分配金の受取り時

原則として、分配金の受取り時に15.315%（所得税15.315%）の税率による源泉徴収が適用となります。収益分配金は益金不算入の対象となり、その限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。

c . 受益権と現物株式との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、委託会社までお問い合わせください。

上記は2017年2月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

「iシェアーズ JPX/S&amp;P 設備・人材投資 ETF」

## (1)【投資状況】

平成29年2月末現在

資産の種類	金額（円）	投資比率（％）
株式	11,464,681,840	99.52
内 日本	11,464,681,840	99.52
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	54,981,055	0.48
純資産総額	11,519,662,895	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a. 上位30銘柄

平成29年2月末現在

	銘柄	国/ 地域	業種	数量	帳簿価額		評価額	投資 比率 (%)
					単価(円) 金額(円)	単価(円) 金額(円)		
1	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	84,400	6,255.00 527,922,000	6,365.00 537,206,000	4.66	
2	本田技研工業	日本	輸送用機器	137,600	3,504.00 482,150,400	3,489.00 480,086,400	4.17	
3	日本電信電話	日本	情報・通信業	95,200	4,863.00 462,957,600	4,751.00 452,295,200	3.93	
4	みずほフィナンシャルグループ	日本	銀行業	2,023,800	207.10 419,128,980	209.70 424,390,860	3.68	
5	日本たばこ産業	日本	食料品	99,000	3,651.00 361,449,000	3,757.00 371,943,000	3.23	
6	ファナック	日本	電気機器	15,400	21,840.00 336,336,000	22,125.00 340,725,000	2.96	
7	セブン&アイ・ホールディングス	日本	小売業	66,100	4,421.00 292,228,100	4,400.00 290,840,000	2.52	
8	武田薬品工業	日本	医薬品	53,500	5,035.00 269,372,500	5,222.00 279,377,000	2.43	
9	NTTドコモ	日本	情報・通信業	99,800	2,690.00 268,462,000	2,667.00 266,166,600	2.31	
10	花王	日本	化学	45,300	5,765.00 261,154,500	5,801.00 262,785,300	2.28	
11	日産自動車	日本	輸送用機器	230,600	1,109.50 255,850,700	1,106.00 255,043,600	2.21	
12	信越化学工業	日本	化学	25,200	9,582.00 241,466,400	9,503.00 239,475,600	2.08	
13	キヤノン	日本	電気機器	71,700	3,242.00 232,451,400	3,281.00 235,247,700	2.04	
14	アステラス製薬	日本	医薬品	149,400	1,500.50 224,174,700	1,512.00 225,892,800	1.96	
15	三菱地所	日本	不動産業	99,000	2,228.50 220,621,500	2,195.00 217,305,000	1.89	
16	ブリヂストン	日本	ゴム製品	45,600	4,040.00 184,224,000	4,481.00 204,333,600	1.77	
17	伊藤忠商事	日本	卸売業	117,900	1,567.00 184,749,300	1,626.50 191,764,350	1.66	
18	三井物産	日本	卸売業	108,200	1,673.50 181,072,700	1,719.00 185,995,800	1.61	
19	小松製作所	日本	機械	67,400	2,765.50 186,394,700	2,710.50 182,687,700	1.59	
20	リクルートホールディングス	日本	サービス業	30,100	5,110.00 153,811,000	5,510.00 165,851,000	1.44	
21	富士フイルムホールディングス	日本	化学	36,700	4,269.00 156,672,300	4,342.00 159,351,400	1.38	
22	日本電産	日本	電気機器	15,100	10,495.00 158,474,500	10,490.00 158,399,000	1.38	
23	東京エレクトロン	日本	電気機器	13,600	11,200.00 152,320,000	11,210.00 152,456,000	1.32	
24	第一三共	日本	医薬品	54,100	2,566.00 138,820,600	2,560.50 138,523,050	1.20	
25	アサヒグループホールディングス	日本	食料品	30,900	3,938.00 121,684,200	3,969.00 122,642,100	1.06	

	銘柄	国/ 地域	業種	数量	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価(円) 金額(円)	単価(円) 金額(円)	単価(円) 金額(円)	単価(円) 金額(円)	
26	京セラ	日本	電気機器	19,300	6,061.00 116,977,300	6,178.00 119,235,400	6,178.00 119,235,400	1.04	
27	丸紅	日本	卸売業	153,600	705.30 108,334,080	726.80 111,636,480	726.80 111,636,480	0.97	
28	大東建託	日本	建設業	7,100	15,850.00 112,535,000	15,720.00 111,612,000	15,720.00 111,612,000	0.97	
29	イオン	日本	小売業	66,300	1,637.50 108,566,250	1,675.00 111,052,500	1,675.00 111,052,500	0.96	
30	エーザイ	日本	医薬品	17,100	6,084.00 104,036,400	6,301.00 107,747,100	6,301.00 107,747,100	0.94	

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。



## b. 種類別および業種別投資比率

平成29年2月末現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	水産・農林業	0.28
	鉱業	0.87
	建設業	4.67
	食料品	6.45
	繊維製品	1.21
	パルプ・紙	0.12
	化学	8.79
	医薬品	7.55
	石油・石炭製品	0.19
	ゴム製品	1.98
	ガラス・土石製品	1.35
	非鉄金属	0.07
	金属製品	0.86
	機械	2.89
	電気機器	12.73
	輸送用機器	11.11
	精密機器	1.14
	その他製品	1.10
	電気・ガス業	0.63
	陸運業	0.10
	空運業	0.83
	倉庫・運輸関連業	0.17
	情報・通信業	8.89
	卸売業	6.43
	小売業	6.18
	銀行業	5.01
証券、商品先物取引業	0.06	
その他金融業	0.09	
不動産業	2.55	
サービス業	5.22	
合計		99.52

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額の比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

平成29年2月末現在

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	帳簿価額 (円)	時価評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	日本	大阪 取引所	J P X 日経 4 0 0 先物取引 2 9 0 3 月限	買建	25	34,083,936	34,337,500	0.30
			T O P I X 先物 2 9 0 3 月限	買建	1	15,150,000	15,340,000	0.13

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

（注2）評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成29年2月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末または各月末	純資産総額		1口当たりの純資産額		市場価格 (円)
	分配落(円)	分配付(円)	分配落(円)	分配付(円)	
第1計算期間(平成28年8月9日)	6,004,927,746	同左	1,213.12	同左	1,199
第2計算期間(平成29年2月9日)	11,960,526,966	12,039,672,534	1,360.09	1,369.09	1,365
平成28年6月末現在	4,200,825,018	-	1,166.90	-	1,172
平成28年7月末現在	5,500,835,394	-	1,222.41	-	1,199
平成28年8月末現在	6,024,651,708	-	1,216.91	-	1,215
平成28年9月末現在	6,096,432,307	-	1,231.41	-	1,175
平成28年10月末現在	8,087,748,388	-	1,283.61	-	1,284
平成28年11月末現在	10,852,775,121	-	1,336.78	-	1,298
平成28年12月末現在	12,147,711,980	-	1,381.37	-	1,382
平成29年1月末現在	12,112,846,618	-	1,377.41	-	1,363
平成29年2月末現在	11,519,662,895	-	1,380.09	-	1,348

(注) 市場価格とは、東京証券取引所における当日終値です。ただし、当日の終値が見つからない場合には、直近日の終値を記載しています。

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	-
第2計算期間	9

## 【収益率の推移】

	1口当たり純資産額の収益率の推移	市場価格の収益率の推移
	収益率（%）	収益率（%）
第1計算期間	2.6	3.8
第2計算期間	12.9	13.8

（注1）各計算期間の1口当たりの純資産額の収益率は、計算期間末の1口当たりの純資産額（分配付の額。）から、当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たりの純資産額（分配落の額。以下「前期末1口当たりの純資産額」といいます。）を控除した額を1口当たりの純資産額基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

（注2）各計算期間の市場価格の収益率は、計算期間末の市場価格から、当該計算期間の直前の計算期間末の市場価格（以下「前期末市場価格」といいます。）を控除した額を、前期末市場価格で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

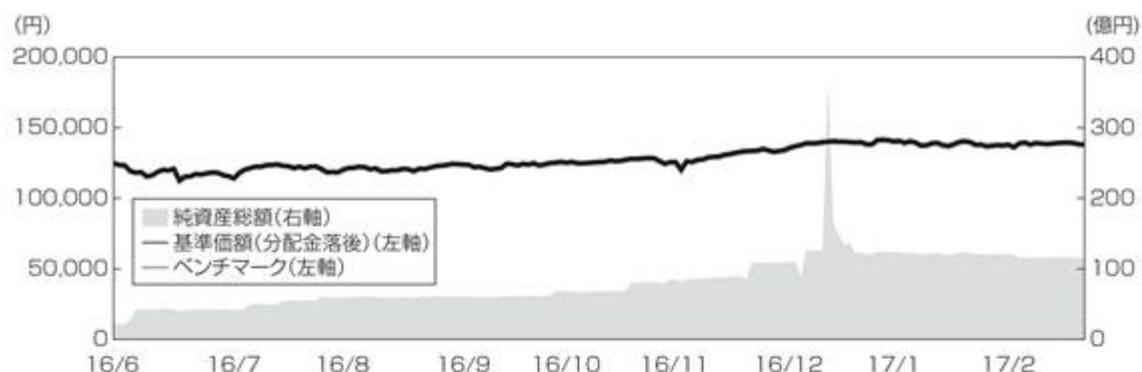
## (4) 【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数	解約口数
第1計算期間	4,950,000口	-
第2計算期間	23,850,000口	20,006,048口

(参考情報)

運用実績(2017年2月28日現在)

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額(100口単位)は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。また、ベンチマークは100を乗じた値で表示しています。

## 分配の推移

設定来累計		900円
第1期	2016年 8月	0円
第2期	2017年 2月	900円

※分配金は税引前、100口当たり

## 主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

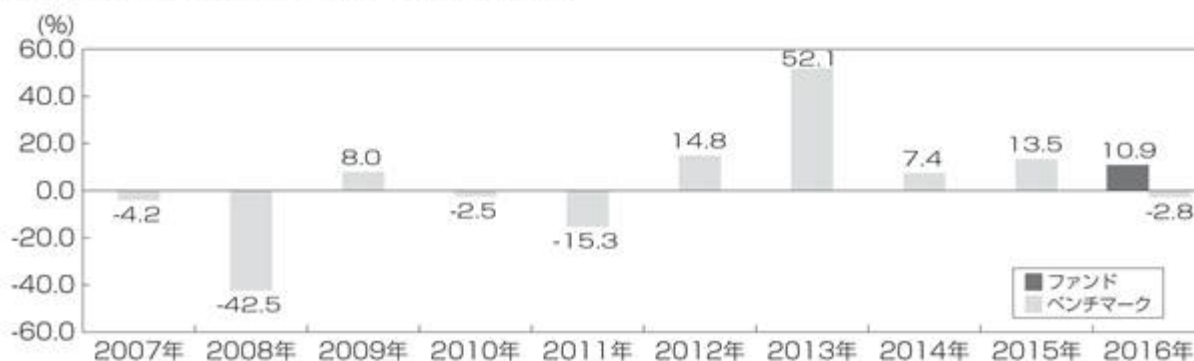
	銘柄名	業種	比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.7
2	本田技研	輸送用機器	4.2
3	日本電信電話	情報・通信業	3.9
4	みずほフィナンシャルG	銀行業	3.7
5	日本たばこ産業	食料品	3.2
6	ファナック	電気機器	3.0
7	セブン&アイ・HLDGS	小売業	2.5
8	武田薬品	医薬品	2.4
9	NTTドコモ	情報・通信業	2.3
10	花王	化学	2.3

## 年間収益率の推移

※2016年は、ファンドは設定日(6月9日)から年末までの収益率を、ベンチマークは年初から年末までの収益率を表示しています。

※ファンドの収益率は、基準価額(分配金落後)をもとに算出しております。

※2007年から2015年はベンチマークの収益率を表示しています。



※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

申込期間中の毎営業日に、受益権の募集が行われます。指定参加者は、受益権の取得申込みを受付けます。指定参加者については、下記の照会先までお問い合わせください。

(以下省略)

～（省略）

に規定する各銘柄の株式に指定参加者もしくは投資者が発行した株式またはその親会社が発行した株式が含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者はこれに代えて当該株式に相当する金銭、およびこれを当該信託財産において取得するために必要な経費に相当する金銭として委託会社が別に定める金額<sup>\*</sup>をもって当該一定口数の受益権を取得するものとします。また、に規定する各銘柄の評価額が交付される当該一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当するものとします。

(省略)

委託会社は、に規定する各銘柄の株式に、配当落ち銘柄等が含まれる場合は、取得申込みに係る対象指数構成銘柄のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みに応じることができます。この場合の個別銘柄時価総額は、取得申込日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。）に取得申込みに係る対象指数構成銘柄に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託会社は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額<sup>\*</sup>を徴することができるものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、の規定にかかわらず、受益権の取得申込みの受付の停止およびすでに受付けた取得申込みの取消し、またはその両方を行うことができます。

、（省略）

委託会社は、指定参加者が受託会社に引渡そうとする株式の評価額が取得申込みに係る1クリエイション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエイション・ユニットを調整することとします。

委託会社は、受託会社がに規定する株式の引渡しを受けたことを確認したうえで、指定参加者または指定参加者を通じて投資者に受益権を交付するものとします。

（省略）

委託会社は、の通知を踏まえ、約款に定める「運用の基本方針」に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託会社が認める期間内に全部または一部の引渡しができないと判断した場合は、指定参加者および取得申込者からすでに受付けた取得申込みの取消しを行うことができます。

前項において、全部または一部の引渡しができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

\* 上記の別に定める金額は、本書類作成時現在、当該銘柄の時価総額に0.2%を上限とした率を乗じて得た額とします。ただし、当該料率は今後変更になる可能性があります。

<訂正後>

申込方法

申込期間中の毎営業日に、受益権の募集が行われます。指定参加者は、受益権の取得申込みを受付けます。指定参加者については、下記の照会先までお問い合わせください。

(以下省略)

～ (省略)

に規定する各銘柄の株式に指定参加者もしくは投資者が発行した株式またはその親会社が発行した株式が含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者はこれに代えて当該株式に相当する金銭、およびこれを当該信託財産において取得するために必要な経費に相当する金銭として委託会社が別に定める金額（本書類作成時現在、当該時価総額の0.2%を上限とした額。以下、          において同じ。）をもって当該一定口数の受益権を取得するものとします。また、          に規定する各銘柄の評価額が交付される当該一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当するものとします。

(省略)

委託会社は、          に規定する各銘柄の株式に、配当落ち銘柄等が含まれる場合は、取得申込みに係る対象指数構成銘柄のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みに応じることができます。この場合の個別銘柄時価総額は、取得申込日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。）に取得申込みに係る対象指数構成銘柄に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託会社は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額を徴することができるものとします。

          取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定参加者は、当該取得申込に要するPCFの受渡または支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

          委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により          の規定にかかわらず、取得申込みの受付の停止およびすでに受付けた取得申込みの取消し、またはその両方を行うことができます。

           (省略)

委託会社は、受託会社が          に規定する株式の引渡しを受けたことを確認したうえで、指定参加者または指定参加者を通じて投資者に受益権を交付するものとします。

          委託会社は、指定参加者が受託会社に引渡そうとする株式の評価額が取得申込みに係る1クリエイション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエイション・ユニットを調整することとします。

           (省略)

          委託会社は、          の通知を踏まえ、約款に定める「運用の基本方針」に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託会社が認める期間内に全部または一部の引渡しができないと判断した場合は、指定参加者および取得申込者からすでに受付けた取得申込みの取消しを行うことができます。

          において、全部または一部の引渡しができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

## 2【換金（解約）手続等】

受益権と信託財産に属する株式との交換

<訂正前>

a . ~ e . (省略)

f . 、 g . (省略)

h . g .の規定により、交換請求の受付を中止したときは、当該受付中止以前に受付け、かつ、委託会社が受付の取消を行わない場合の交換の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして、e . の規定に準じて計算されたものとします。

i . (省略)

j . 交換の請求を行った指定参加者および交換請求者が、対象指数構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社である場合には、交換必要口数から、当該発行会社の個別銘柄時価総額に相当する口数の受益権を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数となる株式（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って得た時価から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更する為の取引にかかる経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額<sup>\*</sup>を控除した額とします。

\* 上記の別に定める金額は、本書類作成時現在、当該銘柄の時価総額に0.2%を上限とした率を乗じて得た額とします。ただし、当該料率は今後変更になる可能性があります。

k . (省略)

l . 指定参加者および交換請求者は、委託会社の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行うものとします。受託会社は、交換のために振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託会社の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行うものとします。交換株式の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して4営業日目から信託財産に属する株式の交付を行います。また、金銭の交付については指定参加者の営業所等において行われます。

m . j . に該当する場合に指定参加者は交換の請求を行う際に委託会社にその旨を委託会社が別に定める方法により通知するものとします。

n . m . の通知が交換の請求の際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ指定参加者がその責を負うものとします。

o . 指定参加者は、指定参加者もしくは交換請求者が抹消の申請をすべき振替受益権の全部または一部につき抹消の申請が委託者の指定する期限までに振替機関に受け付けられることが困難であると判断した場合、直ちに、委託者および受託者にこれを通知するものとします。

p . 委託会社は、o . の通知を踏まえ、約款に定める「運用の基本方針」に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託会社が認める期間内に振替受益権の全部または一部の抹消の申請が振替機関に受け付けられないと判断した場合は、指定参加者および交換請求者から受け付けた交換請求を取り消すことができます。

q . p . において、振替受益権の抹消の申請ができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

r . 、 s . (省略)

<訂正後>

a . ~ e . (省略)

f . a . の交換の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、1 . に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

g . 受託会社は、1 . の委託会社の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよびv . 定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したものと取り扱います。

h . 、 i . (省略)

j . i . の規定により、交換請求の受付を中止したときは、当該受付中止以前に受け、かつ、委託会社が受付の取消を行わない場合の交換の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受けたものとして、e . の規定に準じて計算されたものとします。

k . (省略)

l . 指定参加者および交換請求者が1クリエーション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって委託会社または指定参加者に提示してa . の請求を行い、委託者がその請求を受付けた場合には、委託会社は、当該請求に係る受益権と、当該受益権の価額に相当する株式との交換を行うよう受託会社に指図します。

m . 交換の請求を行った指定参加者および交換請求者が、対象指数構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社である場合には、交換必要口数から、当該発行会社の個別銘柄時価総額に相当する口数の受益権を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って得た時価から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更する為の取引にかかる経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額（本書類作成時現在、当該時価総額の0.2%を上限とした額。）を控除した額とします。

n . (省略)

o . 指定参加者および交換請求者は、委託会社の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行うものとします。受託会社は、交換のために振替受益権の抹消の申請が振替機関に受けられたことを確認した場合に、委託会社の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行うものとします。交換株式の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して4営業日目から信託財産に属する株式の交付を行います。また、金銭の交付については指定参加者の営業所等において行われます。

p . m . に該当する場合に指定参加者は交換の請求を行う際に委託会社にその旨を委託会社が別に定める方法により通知するものとします。

q . p . の通知が交換の請求の際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ指定参加者がその責を負うものとします。



r . 指定参加者は、指定参加者もしくは交換請求者が抹消の申請をすべき振替受益権の全部または一部につき抹消の申請が委託会社の指定する期限までに振替機関に受け付けられることが困難であると判断した場合、直ちに、委託会社および受託会社にこれを通知するものとします。

s . 委託会社は、r . の通知を踏まえ、約款に定める「運用の基本方針」に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託会社が認める期間内に振替受益権の全部または一部の抹消の申請が振替機関に受け付けられないと判断した場合は、指定参加者および交換請求者から受付けた交換請求を取り消すことができます。

t . s . において、振替受益権の抹消の申請ができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

u .、v . (省略)

#### 信託終了時の交換

< 訂正前 >

a .、b . (省略)

c . a . の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額とします。この場合において、投資者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整倍数とします。

d . ~ k . (省略)

< 訂正後 >

a .、b . (省略)

c . a . の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額とします。この場合において、投資者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

d . ~ k . (省略)

### 3【資産管理等の概要】

#### (4)【計算期間】

##### <訂正前>

当ファンドの計算期間は、毎年2月10日から8月9日まで、および8月10日から翌年2月9日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は信託契約締結日から平成28年8月9日までとし、最終計算期間の終了日は前記(3)信託期間に定める信託期間の終了日とします。

##### <訂正後>

当ファンドの計算期間は、毎年2月10日から8月9日まで、および8月10日から翌年2月9日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は信託契約締結日から平成28年8月9日までとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

##### 信託契約の終了

##### <訂正前>

a. 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が150万口を下回ることとなった場合、もしくはこの信託契約を終了することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. ~ h. (省略)

i. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

(a) 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受託会社は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。

(以下省略)

##### <訂正後>

a. 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が150万口を下回ることとなった場合、もしくはこの信託契約を終了することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. ~ h. (省略)

i. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

(a) 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託会社または受託会社は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。

(以下省略)

## 信託約款の変更

## &lt;訂正前&gt;

- a．委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は以下の定める以外の方法によって変更することができないものとし、

（以下省略）

## &lt;訂正後&gt;

- a．委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は以下の定める以外の方法によって変更することができないものとし、

（以下省略）

#### 4【受益者の権利等】

収益分配金に対する請求権および名義登録

<訂正前>

a. 収益分配金は、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者）は、氏名または名称および住所とします。）その他受託会社が定める事項（以下「投資者（受益者）氏名等」といいます。）が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者<sup>\*</sup>」）を当該計算期間終了日における収益分配金受領者とし、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が当該計算期間終了日における受益権の所有者と異なる場合であっても、委託会社および受託会社は当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。

\* 受託会社は、この信託に係る受益者名簿を作成し、投資者（受益者）について、その投資者（受益者）氏名等を、受益者名簿に名義登録するものとします。

受託会社は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る投資者（受益者）として、その投資者（受益者）氏名等を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

b.（省略）

c. b. に規定する名義登録の手続は、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。

d.（省略）

e. 収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者が予め指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式または同日から分配金領収書等により行うことができるものとします。なお、名義登録受益者が、b. に規定する会員と別途収益分配金の取扱に係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。

f. ~ i.（省略）

## &lt;訂正後&gt;

a. 収益分配金は、計算期間終了日において氏名もしくは名称、住所もしくは所在地および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。個人番号または法人番号を有しない者または当該収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所または所在地とします。以下同じ。）、その他受託会社が定める事項（以下「投資者（受益者）氏名等」といいます。）が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者<sup>\*</sup>」）といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領者とし、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が当該計算期間終了日における受益権の所有者と異なる場合であっても、委託会社および受託会社は当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。

\* 受託会社は、この信託に係る受益者名簿を作成し、投資者（受益者）について、氏名等を、受益者名簿に名義登録するものとします。

また、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る投資者（受益者）として、その投資者（受益者）氏名等を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

b.（省略）

c. b. に規定する名義登録の手続は、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、ファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

d.（省略）

e. 収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者が予め指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式または同日から分配金領収証等により行うものとします。なお、名義登録受益者が、b. に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱に係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。

f. ~ i.（省略）

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成28年8月10日から平成29年2月9日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## iシェアーズ JPX/S&amp;P 設備・人材投資 ETF

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成28年8月9日現在)	第2期 (平成29年2月9日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	5,485,032	28,592,968
株式	5,994,404,440	11,909,977,080
派生商品評価勘定	288,846	-
未収入金	-	78,621,873
未収配当金	6,403,500	30,450,600
前払金	-	440,500
差入委託証拠金	315,000	1,791,000
流動資産合計	6,006,896,818	12,049,874,021
資産合計	6,006,896,818	12,049,874,021
<b>負債の部</b>		
流動負債		
前受金	223,500	-
派生商品評価勘定	-	696,742
未払収益分配金	-	79,145,568
未払受託者報酬	206,839	1,237,614
未払委託者報酬	579,169	3,465,383
その他未払費用	959,564	4,801,748
流動負債合計	1,969,072	89,347,055
負債合計	1,969,072	89,347,055
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	6,167,700,000	10,957,264,192
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	162,772,254	1,003,262,774
（分配準備積立金）	4,657,928	3,590,482
元本等合計	6,004,927,746	11,960,526,966
純資産合計	6,004,927,746	11,960,526,966
負債純資産合計	6,006,896,818	12,049,874,021

## (2)【損益及び剰余金計算書】

	(単位：円)	
	第1期 (自平成28年6月9日 至平成28年8月9日)	第2期 (自平成28年8月10日 至平成29年2月9日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	6,403,500	87,508,241
受取利息	-	21
有価証券売買等損益	53,109,248	953,449,521
派生商品取引等損益	669,166	8,858,305
その他収益	-	74,632
<b>営業収益合計</b>	<b>46,036,582</b>	<b>1,049,890,720</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	206,839	1,237,614
委託者報酬	579,169	3,465,383
その他費用	959,564	4,801,775
<b>営業費用合計</b>	<b>1,745,572</b>	<b>9,504,772</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>47,782,154</b>	<b>1,040,385,948</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>47,782,154</b>	<b>1,040,385,948</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>47,782,154</b>	<b>1,040,385,948</b>
期首剰余金又は期首欠損金( )	-	162,772,254
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>-</b>	<b>3,093,970,320</b>
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	3,093,970,320
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>114,990,100</b>	<b>2,889,175,672</b>
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,889,175,672
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	114,990,100	-
分配金	-	79,145,568
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>	<b>162,772,254</b>	<b>1,003,262,774</b>



### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

株式は移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。

##### (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

##### (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

##### (3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

#### 2 デリバティブの評価基準及び評価方法

##### 株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算期間末日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

#### 3 収益及び費用の計上基準

##### (1) 受取配当金の計上基準

受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

##### (2) 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

区分	第1期 (平成28年8月9日現在)	第2期 (平成29年2月9日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	4,950,000口	8,793,952口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 162,772,254円	元本の欠損 - 円
3 1口当たり純資産額	1,213.12円	1,360.09円

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第1期 (自 平成28年6月9日 至 平成28年8月9日)	第2期 (自 平成28年8月10日 至 平成29年2月9日)		
分配金の計算過程	A. 当期配当等収益額	6,403,500円	A. 当期配当等収益額	87,582,894円
	B. 分配準備積立金	- 円	B. 分配準備積立金	4,657,928円
	C. 配当等収益合計額(A + B)	6,403,500円	C. 配当等収益合計額(A + B)	92,240,822円
	D. 経費	1,745,572円	D. 経費	9,504,772円
	E. 収益分配可能額(C - D)	4,657,928円	E. 収益分配可能額(C - D)	82,736,050円
	F. 収益分配金	- 円	F. 収益分配金	79,145,568円
	G. 次期繰越金(分配準備積立金)(E - F)	4,657,928円	G. 次期繰越金(分配準備積立金)(E - F)	3,590,482円
	H. 口数	4,950,000口	H. 口数	8,793,952口
	I. 一口当たり分配金(F / H × 計算口数)	- 円	I. 一口当たり分配金(F / H × 計算口数)	9円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

## 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

## 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は株式であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「国内株式投資のリスク」、「有価証券の貸付等におけるリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であり、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクであります。

## 3 金融商品に係るリスク管理体制

## (1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され適切な調整を行います。

## (2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

## (3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

第1期 (平成28年8月9日現在)	第2期 (平成29年2月9日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p>
<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他注記）」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左  (2) デリバティブ取引 同左  (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>
<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(その他の注記)

## 1 元本変動額

項目	第1期 (平成28年8月9日現在)	第2期 (平成29年2月9日現在)
	期首元本額	2,242,800,000円
期中追加設定元本額	3,924,900,000円	29,717,100,000円
期中一部交換元本額	- 円	24,927,535,808円

## 2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第1期 (平成28年8月9日現在)	第2期 (平成29年2月9日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	
株式	54,709,149	36,861,970
合計	54,709,149	36,861,970

## 3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	第1期(平成28年8月9日現在)				第2期(平成29年2月9日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち 1年超 (円)				うち 1年超 (円)		
市場取引	株価指数 先物取引	6,820,500	-	7,110,000	289,500	44,351,500	-	43,657,500	694,000
	買建								
	合計	6,820,500	-	7,110,000	289,500	44,351,500	-	43,657,500	694,000

(注1) 時価の算定方法

(1) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(単位:円)

銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
日本水産	16,500	574.00	9,471,000	
マルハニチロ	4,800	3,390.00	16,272,000	
サカタのタネ	2,600	3,150.00	8,190,000	
ショーボンドホールディングス	2,300	4,760.00	10,948,000	
国際石油開発帝石	94,600	1,064.50	100,701,700	
安藤・間	15,800	870.00	13,746,000	
大成建設	101,000	798.00	80,598,000	
大林組	44,900	1,046.00	46,965,400	
飛鳥建設	19,700	177.00	3,486,900	
鹿島建設	110,000	735.00	80,850,000	
西松建設	26,000	556.00	14,456,000	
大豊建設	10,000	511.00	5,110,000	
戸田建設	29,000	627.00	18,183,000	
熊谷組	33,000	319.00	10,527,000	
大東建託	7,500	15,850.00	118,875,000	
東亜建設工業	1,700	1,833.00	3,116,100	
住友林業	14,900	1,545.00	23,020,500	
積水ハウス	49,400	1,820.50	89,932,700	
きんでん	16,000	1,447.00	23,152,000	
協和エクシオ	7,400	1,542.00	11,410,800	
東芝プラントシステム	2,800	1,681.00	4,706,800	
日本M&Aセンター	6,500	3,380.00	21,970,000	
エス・エム・エス	1,600	2,538.00	4,060,800	
テンブホールディングス	16,500	2,006.00	33,099,000	
リニカル	1,000	1,324.00	1,324,000	
クックパッド	3,300	997.00	3,290,100	
カルビー	6,800	3,620.00	24,616,000	
森永乳業	12,000	751.00	9,012,000	
日本ハム	12,000	3,055.00	36,660,000	
新日鉄住金ソリューションズ	2,900	2,246.00	6,513,400	
エムスリー	14,300	2,948.00	42,156,400	
博報堂DYホールディングス	30,400	1,301.00	39,550,400	
ファンコミュニケーションズ	5,300	745.00	3,948,500	
アサヒグループホールディングス	32,600	3,938.00	128,378,800	
コカ・コーライーストジャパン	4,900	2,411.00	11,813,900	
伊藤園	6,600	3,685.00	24,321,000	
不二製油グループ本社	3,900	2,358.00	9,196,200	
エービーシー・マート	2,400	6,450.00	15,480,000	
くらコーポレーション	900	4,550.00	4,095,000	
アルフレッサホールディングス	18,400	1,922.00	35,364,800	
味の素	41,200	2,269.50	93,503,400	
日清食品ホールディングス	6,700	5,940.00	39,798,000	
日本たばこ産業	104,400	3,651.00	381,164,400	
ユーグレナ	6,700	1,195.00	8,006,500	
あいホールディングス	2,800	2,118.00	5,930,400	
マツモトキヨシホールディングス	2,900	5,260.00	15,254,000	
ココカラファイン	1,700	4,520.00	7,684,000	
三越伊勢丹ホールディングス	27,900	1,353.00	37,748,700	
日東紡績	10,000	474.00	4,740,000	
H a m e e	500	920.00	460,000	
ウエルシアホールディングス	1,000	6,270.00	6,270,000	
すかいらーく	4,100	1,540.00	6,314,000	
野村不動産ホールディングス	9,800	1,911.00	18,727,800	
飯田グループホールディングス	21,200	2,031.00	43,057,200	
シップヘルスケアホールディングス	2,800	2,804.00	7,851,200	
セブン&アイ・ホールディングス	69,700	4,421.00	308,143,700	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	3,700	1,012.00	3,744,400	

銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
ツルハホールディングス	4,000	10,440.00	41,760,000	
帝人	13,300	2,125.00	28,262,500	
東レ	104,000	970.40	100,921,600	
クスリのアオキホールディングス	1,200	4,465.00	5,358,000	
ワコールホールディングス	9,000	1,402.00	12,618,000	
コロブラ	6,400	1,009.00	6,457,600	
ベリサーブ	400	2,905.00	1,162,000	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	32,300	248.00	8,010,400	
日本製紙	7,000	1,977.00	13,839,000	
昭和電工	9,100	1,886.00	17,162,600	
セントラル硝子	14,000	518.00	7,252,000	
イビデン	8,700	1,819.00	15,825,300	
信越化学工業	26,600	9,582.00	254,881,200	
大陽日酸	11,100	1,371.00	15,218,100	
J S R	14,100	1,992.00	28,087,200	
積水化学工業	40,700	1,842.00	74,969,400	
野村総合研究所	9,900	3,700.00	36,630,000	
電通	18,100	5,210.00	94,301,000	
花王	47,800	5,765.00	275,567,000	
武田薬品工業	56,400	5,035.00	283,974,000	
アステラス製薬	157,500	1,500.50	236,328,750	
大日本住友製薬	10,700	1,953.00	20,897,100	
日本新薬	2,900	5,760.00	16,704,000	
中外製薬	17,100	3,685.00	63,013,500	
エーザイ	18,000	6,084.00	109,512,000	
日医工	3,300	1,634.00	5,392,200	
沢井製薬	2,600	5,880.00	15,288,000	
第一三共	57,000	2,566.00	146,262,000	
オリエンタルランド	14,500	6,118.00	88,711,000	
フジ・メディア・ホールディングス	16,400	1,511.00	24,780,400	
オービック	6,200	5,160.00	31,992,000	
ヤフー	100,500	520.00	52,260,000	
日本オラクル	2,000	6,380.00	12,760,000	
ユー・エス・エス	17,500	1,944.00	34,020,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	3,700	3,170.00	11,729,000	
大塚商会	4,300	5,760.00	24,768,000	
富士フイルムホールディングス	38,700	4,269.00	165,210,300	
コニカミノルタ	40,300	1,065.00	42,919,500	
資生堂	31,900	3,152.00	100,548,800	
コーセー	2,500	9,110.00	22,775,000	
シーズ・ホールディングス	1,900	3,225.00	6,127,500	
昭和シェル石油	20,200	1,058.00	21,371,600	
横浜ゴム	8,800	1,946.00	17,124,800	
ブリヂストン	48,100	4,040.00	194,324,000	
オカモト	5,000	1,077.00	5,385,000	
旭硝子	76,000	890.00	67,640,000	
太平洋セメント	86,000	395.00	33,970,000	
TOTO	12,900	4,160.00	53,664,000	
日本軽金属ホールディングス	31,400	270.00	8,478,000	
三和ホールディングス	12,900	1,055.00	13,609,500	
LIXILグループ	23,400	2,786.00	65,192,400	
リンナイ	3,000	9,060.00	27,180,000	
タクマ	6,300	947.00	5,966,100	
テクノプロ・ホールディングス	3,700	3,855.00	14,263,500	
リクルートホールディングス	31,700	5,110.00	161,987,000	
オーエスジー	6,800	2,334.00	15,871,200	
ナブテスコ	7,100	2,953.00	20,966,300	
小松製作所	71,100	2,765.50	196,627,050	
荏原製作所	6,500	3,195.00	20,767,500	
千代田化工建設	12,000	718.00	8,616,000	
栗田工業	10,200	2,650.00	27,030,000	

銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
ダイフク	7,600	2,440.00	18,544,000	
グローリー	4,700	3,680.00	17,296,000	
ホシザキ	2,900	8,880.00	25,752,000	
富士電機	53,000	636.00	33,708,000	
日本電産	15,900	10,495.00	166,870,500	
ダブル・スコープ	700	1,819.00	1,273,300	
JVCケンウッド	9,300	299.00	2,780,700	
日本電気	211,000	264.00	55,704,000	
富士通	144,000	634.50	91,368,000	
ワコム	9,600	384.00	3,686,400	
富士通ゼネラル	4,000	2,183.00	8,732,000	
横河電機	14,400	1,659.00	23,889,600	
堀場製作所	2,800	5,760.00	16,128,000	
シスメックス	12,400	6,230.00	77,252,000	
カシオ計算機	16,800	1,493.00	25,082,400	
ファナック	16,200	21,840.00	353,808,000	
京セラ	20,400	6,061.00	123,644,400	
日東電工	10,800	9,201.00	99,370,800	
全国保証	3,000	3,485.00	10,455,000	
日産自動車	243,200	1,109.50	269,830,400	
トヨタ自動車	89,000	6,255.00	556,695,000	
新明和工業	6,000	1,177.00	7,062,000	
本田技研工業	145,100	3,504.00	508,430,400	
メディカルホールディングス	22,500	1,842.00	41,445,000	
ネットワンシステムズ	5,500	871.00	4,790,500	
西松屋チェーン	3,400	1,325.00	4,505,000	
ハピネット	1,100	1,280.00	1,408,000	
IDOM	3,700	728.00	2,693,600	
コロワイド	4,900	1,919.00	9,403,100	
スギホールディングス	2,800	5,220.00	14,616,000	
東京精密	2,800	3,780.00	10,584,000	
ニコン	28,200	1,829.00	51,577,800	
オリンパス	20,100	3,965.00	79,696,500	
SCREENホールディングス	2,900	7,540.00	21,866,000	
キヤノン	75,600	3,242.00	245,095,200	
リコー	52,300	966.00	50,521,800	
凸版印刷	36,000	1,086.00	39,096,000	
大日本印刷	38,000	1,141.00	43,358,000	
アシックス	20,300	2,074.00	42,102,200	
リンテック	2,800	2,496.00	6,988,800	
伊藤忠商事	124,300	1,567.00	194,778,100	
丸紅	162,000	705.30	114,258,600	
豊田通商	16,400	3,220.00	52,808,000	
三井物産	114,100	1,673.50	190,946,350	
東京エレクトロン	14,300	11,200.00	160,160,000	
阪和興業	25,000	755.00	18,875,000	
岩谷産業	12,000	648.00	7,776,000	
東邦ホールディングス	5,500	2,458.00	13,519,000	
サンリオ	5,500	2,272.00	12,496,000	
しまむら	2,000	14,260.00	28,520,000	
イオン	69,900	1,637.50	114,461,250	
あおぞら銀行	97,000	403.00	39,091,000	
りそなホールディングス	166,200	598.30	99,437,460	
中国銀行	9,200	1,749.00	16,090,800	
みずほフィナンシャルグループ	2,134,200	207.10	441,992,820	
松井証券	7,500	937.00	7,027,500	
マネーパートナーズグループ	1,600	527.00	843,200	
三菱地所	104,000	2,228.50	231,764,000	
大京	28,000	228.00	6,384,000	
リログループ	800	16,670.00	13,336,000	
イオンモール	8,700	1,661.00	14,450,700	



銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
セイノーホールディングス	9,500	1,251.00	11,884,500	
A N Aホールディングス	301,000	326.60	98,306,600	
上組	15,000	1,057.00	15,855,000	
近鉄エクスプレス	3,000	1,497.00	4,491,000	
日本テレビホールディングス	13,800	2,033.00	28,055,400	
日本電信電話	100,400	4,863.00	488,245,200	
光通信	2,200	10,400.00	22,880,000	
N T Tドコモ	105,200	2,690.00	282,988,000	
イーレックス	500	3,505.00	1,752,500	
東京瓦斯	147,000	511.90	75,249,300	
エイチ・アイ・エス	2,900	2,894.00	8,392,600	
エヌ・ティ・ティ・データ	8,400	5,280.00	44,352,000	
共立メンテナンス	1,000	7,140.00	7,140,000	
アインホールディングス	2,200	8,140.00	17,908,000	
カナモト	2,800	2,858.00	8,002,400	
メイテック	2,400	4,220.00	10,128,000	
アサツー ディ・ケイ	2,900	2,921.00	8,470,900	
吉野家ホールディングス	5,400	1,635.00	8,829,000	
ミスミグループ本社	13,300	2,019.00	26,852,700	
ファーストリテイリング	2,600	35,550.00	92,430,000	
スズケン	8,200	3,705.00	30,381,000	
合計	7,799,600		11,909,977,080	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

## 2【ファンドの現況】

i シェアーズ JPX/S&amp;P 設備・人材投資 ETF (平成29年2月末現在)

## 【純資産額計算書】

資産総額	11,600,282,781円
負債総額	80,619,886円
純資産総額( - )	11,519,662,895円
発行済数量	8,347,014口
1口当たり純資産額( / )	1,380.09円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

<訂正前>

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<訂正後>

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成29年2月末現在、以下の通りです(親投資信託を除きます。)

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	65本	813,842百万円
	単位型株式投資信託	0本	0百万円
私募投資信託		66本	3,606,842百万円
合計		131本	4,420,683百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### 3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第29期 (平成27年12月31日現在)	第30期 (平成28年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	14,514	12,415
立替金	6	49
前払費用	146	127
未収入金	2 207	2
未収委託者報酬	1,077	1,163
未収運用受託報酬	2,742	2,771
未収収益	2 1,467	1,192
繰延税金資産	882	845
関係会社短期貸付金	2 130	-
その他流動資産	4	5
流動資産計	21,179	18,573
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1 1,223	1,087
器具備品	1 292	449
有形固定資産計	1,515	1,536
無形固定資産		
ソフトウェア	0	8
のれん	154	98
無形固定資産計	155	106
投資その他の資産		
投資有価証券	-	0
長期差入保証金	967	972
前払年金費用	409	501
長期前払費用	17	8
繰延税金資産	9	-
投資その他の資産計	1,404	1,483
固定資産計	3,075	3,127
資産合計	24,255	21,701

	第29期 (平成27年12月31日現在)	第30期 (平成28年12月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	80	86
未払金	2	
未払収益分配金	3	3
未払償還金	75	75
未払手数料	346	392
その他未払金	947	1,385
未払費用	2	
未払消費税等	238	52
未払法人税等	561	263
賞与引当金	1,875	1,884
役員賞与引当金	150	141
早期退職慰労引当金	7	37
流動負債計	5,377	5,465
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	53	60
資産除去債務	254	258
繰延税金負債	-	29
固定負債計	308	348
負債合計	5,685	5,813
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,435	2,435
資本剰余金		
資本準備金	2,316	2,316
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,162	6,162
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,634	6,953
利益剰余金合計	9,971	7,290
株主資本合計	18,569	15,887
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	0
評価・換算差額等合計	-	0
純資産合計	18,569	15,887
負債・純資産合計	24,255	21,701

## (2)【損益計算書】

(単位：百万円)

	第29期		第30期	
	(自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)		(自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	
営業収益				
委託者報酬		4,339		3,977
運用受託報酬	1	10,063		9,036
その他営業収益	1	9,911		10,533
営業収益計		24,315		23,546
営業費用				
支払手数料		1,478		1,296
広告宣伝費		262		237
調査費				
調査費		398		383
委託調査費	1	4,371		4,020
調査費計		4,770		4,404
委託計算費		124		114
営業雑経費				
通信費		61		53
印刷費		74		63
諸会費		27		31
営業雑経費計		163		148
営業費用計		6,799		6,201
一般管理費				
給料				
役員報酬		548		604
給料・手当		3,631		3,809
賞与		2,231		2,232
給料計		6,411		6,646
退職給付費用		227		256
福利厚生費		731		822
事務委託費	1	1,954		2,216
交際費		54		51
寄付金		5		2
旅費交通費		208		241
租税公課		107		142
不動産賃借料		735		732
水道光熱費		75		64
固定資産減価償却費		214		229
のれん償却額		530		56
クライアント・リレーションシップ資産償却費		230		-
資産除去債務利息費用		3		3
諸経費		376		414
一般管理費計		11,869		11,881
営業利益		5,645		5,463



	第29期 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	第30期 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
営業外収益		
受取利息	6	3
為替差益	-	12
雑益	28	0
営業外収益計	34	16
営業外費用		
支払利息	-	0
有価証券売却損	-	0
為替差損	32	-
固定資産除却損	34	1
営業外費用計	66	1
経常利益	5,613	5,479
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	26	163
特別損失計	26	163
税引前当期純利益	5,586	5,315
法人税、住民税及び事業税	2,366	1,920
法人税等調整額	37	76
当期純利益	3,182	3,318

## (3)【株主資本等変動計算書】

第29期（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
平成27年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,452	6,788	15,386	-	-	15,386
事業年度中の変動額											
当期純利益						3,182	3,182	3,182			3,182
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	3,182	3,182	3,182	-	-	3,182
平成27年12月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	9,634	9,971	18,569	-	-	18,569

第30期（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
平成28年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	9,634	9,971	18,569	-	-	18,569
事業年度中の変動額											
剰余金の配当						6,000	6,000	6,000			6,000
当期純利益						3,318	3,318	3,318			3,318
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									0	0	0
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	2,681	2,681	2,681	0	0	2,681
平成28年12月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,953	7,290	15,887	0	0	15,887

**【重要な会計方針】**

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## 有価証券

## 其他有価証券

## 時価のあるもの

        決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却方法

## (1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

## (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれんの償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金の計上方法

## 旧退職金制度

    適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

## 確定拠出年金制度

    確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

## 確定給付年金制度

    キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

    退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

    過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

    数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

## (3) 賞与引当金の計上方法

従業員への賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

## (4) 役員賞与引当金の計上方法

役員への賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

## (5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

## 4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## (2) 連結納税制度の適用

前事業年度より、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

〔注記事項〕

**（貸借対照表関係）**

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
建物附属設備	1,039 百万円	1,191 百万円
器具備品	649 百万円	717 百万円

## 2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
未収入金	200 百万円	- 百万円
未収収益	379 百万円	484 百万円
短期貸付金	130 百万円	- 百万円
未払金	930 百万円	1,361 百万円
未払費用	201 百万円	173 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
当座貸越極度額	1,000 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000 百万円	1,000 百万円

**（損益計算書関係）**

## 1 関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
その他営業収益	4,286 百万円	4,730 百万円
委託調査費	467 百万円	377 百万円
事務委託費	613 百万円	630 百万円
運用受託報酬	1 百万円	4 百万円

**（株主資本等変動計算書関係）**

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	10,158	-	-	10,158

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,158	-	-	10,158

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年9月8日 取締役会決議	普通株式	6,000	590,667	平成28年9月9日	平成28年9月9日

**（金融商品関係）**

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（平成27年12月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	14,514	14,514	-
(2) 未収委託者報酬	1,077	1,077	-
(3) 未収運用受託報酬	2,742	2,742	-
(4) 未収収益	1,467	1,467	-
(5) 長期差入保証金	967	959	7
資産計	20,769	20,761	7
(1) 未払手数料	346	346	-
(2) 未払費用	1,091	1,091	-
負債計	1,437	1,437	-

当事業年度（平成28年12月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金・預金	12,415	12,415	-
(2) 未収委託者報酬	1,163	1,163	-
(3) 未収運用受託報酬	2,771	2,771	-
(4) 未収収益	1,192	1,192	-
(5) 長期差入保証金	972	969	3
資産計	18,516	18,512	3
(1) 未払手数料	392	392	-
(2) 未払費用	1,141	1,141	-
負債計	1,533	1,533	-

（注1） 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負 債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注2） 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成27年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 現金・預金	14,514	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,077	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,742	-	-	-
(4) 未収収益	1,467	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	907	48	11
合計	19,801	907	48	11



当事業年度（平成28年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	12,415	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,163	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,771	-	-	-
(4) 未収収益	1,192	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	907	53	11
合計	17,543	907	53	11

**（有価証券関係）**

前事業年度（平成27年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成28年12月31日）

該当事項はありません。

**（退職給付関係）**

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,587
勤務費用	223
利息費用	10
数理計算上の差異の発生額	10
退職給付の支払額	171
退職給付債務の期末残高	1,661

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)
年金資産の期首残高	2,205
期待運用収益	24
数理計算上の差異の発生額	9
事業主からの拠出額	256
退職給付の支払額	171
年金資産の期末残高	2,304

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表  
(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,607
年金資産	2,304
	697
非積立型制度の退職給付債務	53
未積立退職給付債務	643
未認識数理計算上の差異	261
未認識過去勤務費用	26
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	355
退職給付引当金	53
前払年金費用	409
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	355

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)
勤務費用	223
利息費用	10
期待運用収益	24
数理計算上の差異の費用処理額	4
過去勤務費用の処理額	41
確定給付制度に係る退職給付費用合計	164
特別退職金	26
合計	191

## (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券70%、株式27%及びその他1%となっております。

## 長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)
割引率	0.7%
長期期待運用収益率	1.2%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、64百万円でありました。

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、から の三つの制度を有しています。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,661
勤務費用	250
利息費用	11
数理計算上の差異の発生額	8
退職給付の支払額	168
退職給付債務の期末残高	1,745

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
年金資産の期首残高	2,304
期待運用収益	27
数理計算上の差異の発生額	56
事業主からの拠出額	274
退職給付の支払額	168
年金資産の期末残高	2,381

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表  
(単位：百万円)

	当事業年度 (平成28年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,685
年金資産	2,381
	696
非積立型制度の退職給付債務	60
未積立退職給付債務	635
未認識数理計算上の差異	174
未認識過去勤務費用	20
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	441
退職給付引当金	60
前払年金費用	501
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	441

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)
勤務費用	250
利息費用	11
期待運用収益	27
数理計算上の差異の費用処理額	6
過去勤務費用の処理額	39
確定給付制度に係る退職給付費用合計	188
特別退職金	163
合計	351

## (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (平成28年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券73%、株式22%及びその他3%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
割引率	0.5%
長期期待運用収益率	0.8%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、68百万円でありました。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	155	196
賞与引当金	619	581
資産除去債務	82	79
資産調整勘定	46	24
未払事業税	105	55
早期退職慰労引当金	2	11
退職給付引当金	17	18
有形固定資産	0	5
その他	15	9
繰延税金資産合計	1,046	983
繰延税金負債		
無形固定資産	-	-
退職給付引当金	132	153
資産除去債務に対応する除去費用	21	13
繰延税金負債合計	153	167
繰延税金資産の純額	892	815

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	882	845
固定資産 - 繰延税金資産	9	-
固定負債 - 繰延税金負債	-	29

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	35.6 %	33.1 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0	3.3
損金不算入ののれん償却額	3.3	0.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.2	0.8
その他	0.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.0 %	37.5 %

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)	当事業年度 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)
期首残高	293	254
時の経過による調整額	3	3
資産除去債務の履行による減少額	42	-
期末残高	254	258

**（セグメント情報等）**

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

## 1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	4,339	10,063	9,911	24,315

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
13,272	8,558	2,483	24,315

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	4,287	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	2,857	投資運用業

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。



当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	3,977	9,036	10,533	23,546

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
12,127	9,200	2,218	23,546

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	4,735	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	2,815	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## ( 関連当事者情報 )

## 1. 関連当事者との取引

## 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニュー ヨーク州	13,482 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	1	未収収益	379
							受入 手数料	4,286		
							委託 調査費	467	未払費用	201
							事務 委託費	613		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	営業外収益	0	未収入金	200
									未収収益	0
									短期貸付金	130
									その他未払金	930

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニュー ヨーク州	13,889 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	4	未収収益	484
							受入 手数料	4,730		
							委託 調査費	377	未払費用	173
							事務 委託費	630		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	営業外収益	0	その他未払金	1,361

## (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

## (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	2,857	未収入金	3
							委託調査費	3	未収収益	736
							事務委託費	0	未払費用	1
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国デラウェア州	1,723百万米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	543	未収収益	49
							委託調査費	1,449	未払費用	142
							事務委託費	74		

当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	2,815	未収収益	267
							委託調査費	40	未払費用	3
							事務委託費	0		
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国デラウェア州	87百万米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	425	未収収益	35
							委託調査費	1,556	未払費用	135
							事務委託費	81		

## (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (5) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
- (6) 長期借入金の期末残高は劣後特約付借入金に係るものであります。

## 2. 親会社に関する注記

## (1) 親会社情報

ブラックロック・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(非上場)

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社(非上場)

## ( 1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり純資産額	1,828,038 円 62 銭	1,564,056 円 75 銭
1株当たり当期純利益金額	313,321 円 29 銭	326,685 円 49 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
当期純利益 (百万円)	3,182	3,318
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	3,182	3,318
普通株式の期中平均株式数 (株)	10,158	10,158

独立監査人の監査報告書は、当事業年度（自 平成28年1月1日 至平成28年12月31日）を対象としております。

# 独立監査人の監査報告書

平成29年3月8日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiシェアーズ JPX/S&P 設備・人材投資 ETFの平成28年8月10日から平成29年2月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、iシェアーズ JPX/S&P 設備・人材投資 ETFの平成29年2月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成29年2月24日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	星	知子
--------------------	-------	---	----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中島	紀子
--------------------	-------	----	----

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。